

労基みえ

第213号 令和8年10月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



紅葉(菟野町)

三重県最低賃金が改定されます。

令和8年
10月1日から 〈時間額〉 **1,143円**

令和8年度 全国労働衛生週間を迎えて



三重労働局長

渡 辺 聡

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）が、9月を準備期間として実施されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、令和7年における休業4日以上の上業務上疾病の発生件数は182件と、前年度から25件（15.9%）増加しています。

また、腰痛による業務上疾病は99件と全体の54.4%を占めており、60歳以上の高年齢労働者が占める割合も増加傾向にあります。このため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善等を推進していくことが重要となっています。

加えて、本年4月からは、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善措置及び治療と仕事の両立支援のために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされておりますので、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

また、令和7年度に三重県において過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患による労災認

定件数は5件と高止まりしているほか、業務による心理的負荷を原因とする精神障害に係る労災認定件数は24件と、過去最多となった令和5年度の25件に次ぐ高い水準となっており、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策は依然として重要な課題となっています。

また、令和10年4月1日からは、労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されることから、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保への取組はますます重要となります。

つきましては、産業保健総合支援センターや地域産業保健センター等の支援機関を積極にご活用いただくとともに、産業医等と連携の下、労働者の健康保持増進、メンタルヘルス対策及び治療と仕事の両立支援の取組を推進していただきますようお願い申し上げます。

このような状況を踏まえ、本年度の全国労働衛生週間は、

**「ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場」**

をスローガンとして展開されます。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機として、職場における労働衛生意識の一層の高揚を図るとともに、あらゆる労働者が心身ともに健康で生き生きと働き続けることができる職場の実現に向け、自主的な労働衛生管理活動をより一層推進していただきますようお願い申し上げます。

令和8年度（第77回） 全国労働衛生週間

《本年度のスローガン》

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、令和7年における休業4日以上の業務上疾病の発生件数は182件と、前年度から25件（15.9%）増加しています。また、腰痛による業務上疾病は99件と全体の54.4%を占めており、60歳以上の高齢労働者が占める割合も増加傾向にあります。

また、令和7年度に三重県において過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は5件と高止まりしているほか、業務による心理的負荷を原因とする精神障害に係る労災認定件数は24件と、過去最多となった令和5年度の25件に次ぐ高い水準となっており、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策は依然として重要な課題となっています。

本週間を契機として、職場における労働衛生意識の一層の高揚を図るとともに、あらゆる労働者が心身ともに健康で生き生きと働き続けることができる職場の実現に向け、自主的な労働衛生管理活動をより一層推進しましょう。

《労働衛生の重点事項》

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業主等の安全確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生 3 管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

労働者数50人未満の事業者も
ストレスチェック
が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート



厚労省HP
(ストレスチェック)

三重県内の労働災害発生状況

令和 8 年 8 月末速報値

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和7年	令和8年	対前年比	令和7年	令和8年	対前年比	
	8月末	人		8月末	人	%	
全産業	4	6	+2	1,335	1,373	+38	+2.8
製造業	0	1	+1	342	364	+22	+6.4
鉱業	0	0	0	2	5	+3	+150
建設業	3	2	-1	124	132	+8	+6.5
運輸業	0	0	0	170	179	+9	+5.3
林業	0	1	+1	23	11	-12	-52.2
小売業	1	0	-1	172	178	+6	+3.5
社会福祉施設	0	0	0	138	141	+3	+2.2
その他の産業	0	2	+2	364	363	-1	-0.3

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和7年	令和8年	対前年比	令和7年	令和8年	対前年比	
	8月末	人		8月末	人	%	
食料品	0	0	0	80	89	+9	+11.3
木材・木製品	0	0	0	7	11	+4	+57.1
化学工業	0	0	0	47	44	-3	-6.4
窯業土石製品	0	0	0	26	17	-9	-34.6
金属製品	0	0	0	47	46	-1	-2.1
一般機械	0	0	0	24	23	-1	-4.2
電気機械器具	0	0	0	22	33	+11	+50
輸送用機械	0	0	0	34	47	+13	+38.2
その他の製造業	0	1	+1	55	54	-1	-1.8

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民ひとり一人が自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

過労死等防止対策推進シンポジウムの御案内

開催日時	令和8年11月16日(月) 13時30分～15時30分
開催場所	津市アストプラザ 4F アストホール (津市羽所町700番地 アスト津)
内 容	○基調講演 池内 裕美 氏 演題「カスタマーハラスメントの現状と課題：法制化の動向と企業に求められる対応」 ○過労死ご遺族の声 高島 淳子 氏
参 加 料	無料
申込方法	申込みは「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索してください。 

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業との意見交換

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）と意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和8年11月7日(土)、「過重労働解消相談ダイヤル」(フリーダイヤル：0120-794-713)を開設するとともに11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」とし相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

三重県最低賃金

令和 8 年 10 月 1 日から

時間額 **1,143円**

三重県内で働く
全ての労働者に
適用されます。

56円 UP

◇賃上げを支援する助成金をご用意しております。

最低賃金に関するお問い合わせは 三重労働局 労働基準部 賃金室
TEL 059(226)2108 へ

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

賃上げ支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。令和 8 年度予算において「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめました。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめたページです。

厚生労働省「賃金引き上げ特設ページ」

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。ミラサポ plus 内の「賃上げ・最低賃金特設ページ」では役立つ情報を多数まとめています。

中小企業庁 ミラサポ plus 「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」

<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>





賃金引き上げの支援策



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を **3 %以上増額** 改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

3 %以上 4 %未満 増額改定した場合	4万円
4 %以上 5 %未満 増額改定した場合	5万円
5 %以上 6 %未満 増額改定した場合	6万5,000円
6 %以上 増額改定した場合	7万円

1 人当たりの助成額 (大企業の場合は 2 / 3)

1 事業所あたりの上限は 100 人分

早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を雇い入れ前と比して

5 %以上上昇 させた場合に助成します。
計画期間の初日の前日から起算して 1 年前の日において、雇用保険適用事業所である必要があります。

(1) 通常助成	(2) 成長要件加算
20万円/人	+10万円/人 を加算

★加算について、通常助成の要件を満たした事業所が「※ローカルベンチマークの財務分析結果 (総合評価点) が「B」以上であること」又は支給申請日の属する年度から遡って直近 2 年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を 5 %以上上昇させていること」のいずれかを満たした場合は加算されます。

※ローカルベンチマークとは、経済産業省がインターネット上において提供する企業の経営状態を把握するためのツールのこと。

★1 年度 1 事業所あたりの上限は 20 人分

活用例

中小企業が賃金規定等を 4 % 増額改定し、10 名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、50 万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1 人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

最低賃金引き上げに合わせて改定する場合、新最低賃金発効日の前日までに取り組む必要があります。

三重労働局職業安定部職業対策課
TEL 059-226-2111

活用例

中途採用計画期間における中途採用率が 50 % 以上かつ中途採用として 5 人を雇い入れ、5 人全員の賃金を雇い入れ前と比較して 5 % 上昇させた場合、100 万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ + 中途採用率の拡大

- ・助成対象者を雇い入れる前日までに中途採用計画の作成・提出が必要
- ・常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主は、中途採用率を公表していることも助成対象の要件
- ・計画期間は、中途採用率の目標に応じて、1 年又は 6 ヶ月のいずれかを選択する

三重労働局 助成金センター
TEL 059-213-9870

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

ハラスメント対策の強化について

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが令和 8 年 10 月 1 日より事業主の義務となります。

カスタマーハラスメント対策の義務化（労働施策総合推進法）

- **カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。**

- ①顧客等（顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者など）の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されること。

- **事業主が講ずべき具体的な措置の内容**

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し労働者を保護する旨の方針、カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を定め、労働者へ周知）
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応
- ・対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置（特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針を定め労働者へ周知） など

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化（男女雇用機会均等法）

- **求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等の求職活動等が阻害されるもの**をいいます。

- **事業主が講ずべき具体的な措置の内容**

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（求職者等へセクハラを行ってはならない旨の方針、行為者への対処方針と内容、求職活動等に関するルール（面談等を行う際のルール等）をあらかじめ定めて周知すること）
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応 など

★ハラスメント対策について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



★「あかるい職場応援団」では、社内研修用動画など役立つコンテンツを掲載しています

あかるい職場応援団 HP

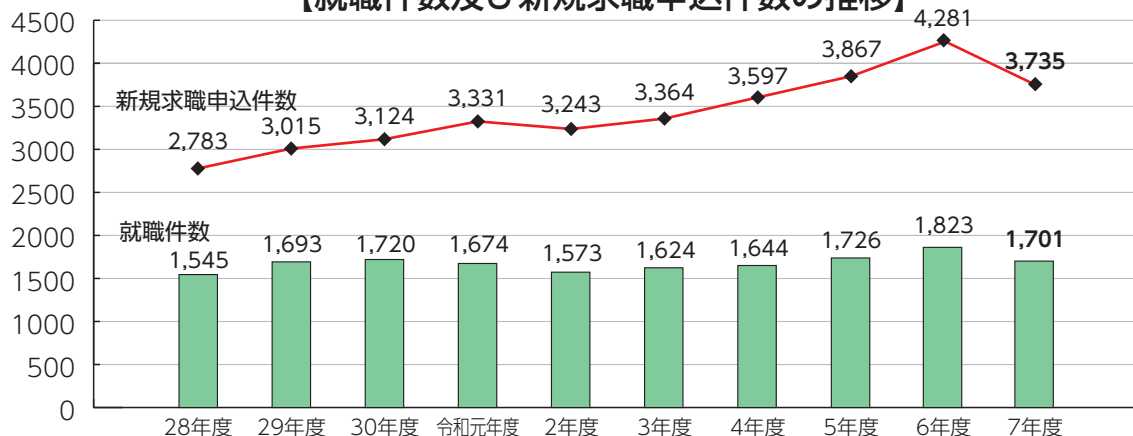
検索



障害者の職業紹介状況

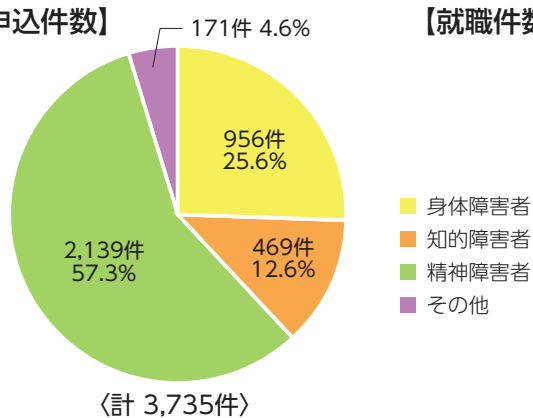
- 三重労働局は、令和 7 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況を取りまとめました。
- 新規求職申込件数は、3,735 件（対前年度比 12.8%減少）で、うち精神障害者が 57.3%を占める。
 - 就職件数は、1,701 件（対前年度比 6.7%減少）で、障害種別では、身体、知的、精神、その他の障害者は 3.8%、9.8%、6.9%、6.8%減少した。
 - 産業別の就職件数は、多い順に、「医療・福祉」（608 件、構成比 35.7%）、「製造業」（321 件、同 18.9%）、「サービス業」（179 件、同 10.5%）、「卸売業・小売業」（121 件、同 7.1%）などとなった。

【就職件数及び新規求職申込件数の推移】

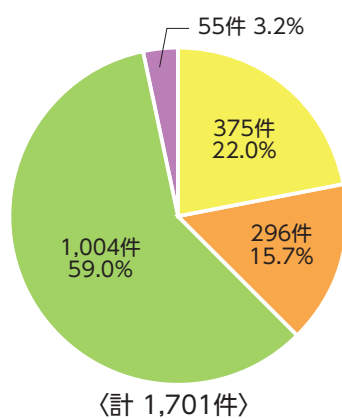


○就職件数等における障害種別の割合（令和 7 年度）

【新規求職申込件数】

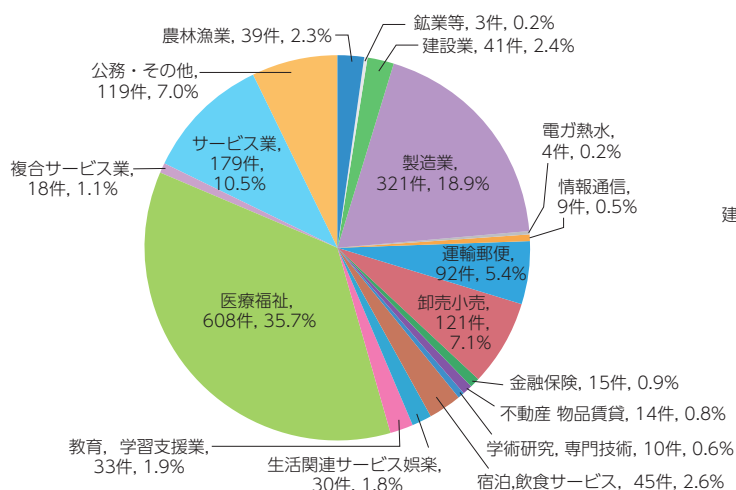


【就職件数】

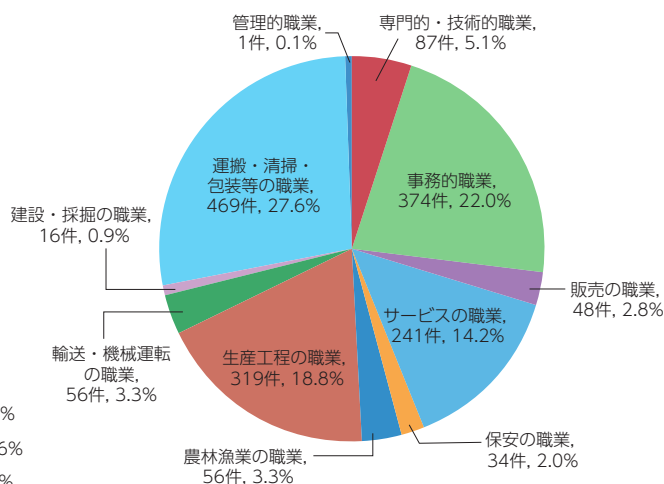


○産業別・職業別の就職状況（令和 7 年度）

【産業別の就職状況】



【職業別の就職状況】



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です厚生労働省 **三重労働局**

事業主のみなさま

労働保険の成立手続はお済みですか？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態に関わらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、**労働保険の成立手続を行う義務**があります。

労働保険の成立手続きがお済みでない事業場は、
三重労働局又は、最寄りの労働基準監督署へ相談してください。

労働保険とは

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、国が運営する社会保険制度のひとつです。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、給付等を行っています。

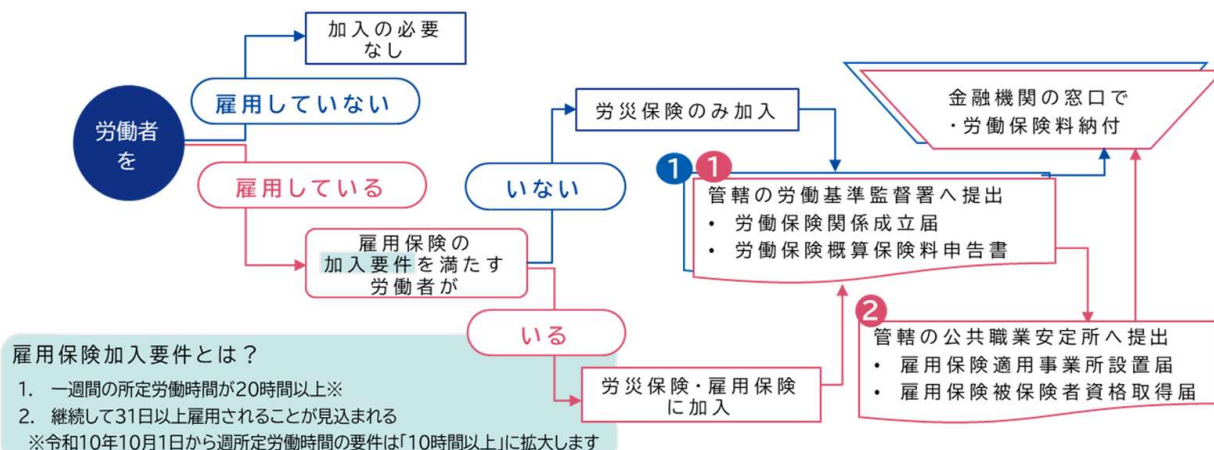
事業主のための助成金（就職が困難な者の雇入れや、労働者のキャリアアップや年収の壁対策などに取り組む事業主に助成）を支給しています。

労働者とは

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態に関係なく事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

確認しましょう！**お問い合わせ**

三重労働局労働保険徴収室 TEL059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へ

令和8年8月1日から産業医の辞任、解任時にも報告が必要になりました

労働者50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または**産業医の辞任等があったときは遅滞なく、電子申請により**、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

令和9年4月から定期健康診断等の診断項目の取り扱いが一部変更になります

労働者50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または**産業医の辞任等があったときは遅滞なく、電子申請により**、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

変更のポイント

□ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

□ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「 γ -GPT」は「 γ -GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

□ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

お問い合わせ先 三重労働局労働基準部健康安全課 電話059-226-2107

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります (令和8年10月1日施行)



1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されました！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「**待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる**」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました！【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。今般、ガイドラインに以下の内容が新たに追加・記載の充実がなされました。

・賞与（記載の充実） ・家族手当（新規追加） ・病気休職（記載の充実） ・病気休職（記載の充実） ・退職手当（新規追加）
・住宅手当（新規追加） ・夏季冬季休暇（新規追加） ・無事故手当（新規追加） ・福利厚生施設（記載の充実） ・褒賞（新規追加）

その他の改正内容や上記の内容の
詳細については
同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは三重労働局雇用環境・均等室（059-226-2318）

受付時間 8:30-17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

小規模事業場向け ストレスチェックサービス開始



ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、自身のストレス状況を知るための簡単な検査です。
労働安全衛生法において 1 年に 1 回の実施が義務づけられています。

50人未満の事業場においてはこれまで努力義務でしたが、令和7年（2025年）の改正により、**令和10年（2028年）4月1日から実施が義務化**されました。

令和8年（2026年）6月より、実施者を選任できない50人未満の事業場向けに**中災防が実施者・実施事務従事者を請負う**サービスを新たに提供いたします！

小規模事業場向けメニュー *New*

1. ご利用できる事業場

中災防に実施者を依頼される労働者数50人未満の事業場

2. ご提供サービス（職業性ストレス簡易調査票57項目・紙受検）

- ・個人リポート：ストレスチェック結果
- ・集団分析：対象者全体の健康リスクの評価（仕事のストレス判定図）

※集団分析は有効回答者数10人以上に限ります。

※「ストレスチェック結果の保存」は中災防が5年間行います。

※「高ストレス者に対する医師の面接指導」については契約等を行っている医師や最寄りの地域産業保健センターへ依頼してください。

3. 利用料金

一律 35,000 円（税抜）

多言語版はオプションで対応可（別料金）

※多言語 … 英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語

▼ お申込み先 ▼



50人未満義務化についてよくあるご質問

Q いつまでに実施が必要ですか？

A 施行日である令和10年（2028年）4月1日から1年以内に実施が必要です。

Q 監督署への報告義務はありますか？

A 報告義務はありません。健康診断と同様です。

Q 受検対象となる労働者は雇用契約をしている全員でしょうか？

A 健診と同じく、契約期間が1年以上の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分3以上の短時間労働者はストレスチェック実施義務の対象です。

▼ Q&A掲載中！ ▼



▼ ▼ ▼ お申込み・問合せ先 ▼ ▼ ▼

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 ストレスチェック事業課

TEL 03-3452-6403

E-mail has-thp@jisha.or.jp

中災防 ストレスチェックサービス

検索

連合会からのお知らせ

令和9年1月18日(月)に開催します

13:30頃 安全祈願祭 場所:伊勢神宮 内宮神楽殿

14:30頃 新春賀詞交換会 場所:伊勢神宮 内宮饗膳所

安全祈願祭の参加募集は、各地区の労働基準協会を通じ11月に開始する予定です。
新春賀詞交換会については、参加者を限定して開催します。参加募集は致しません。

無災害記録樹立おめでとうございます!

令和8年7月1日付 株式会社丸栄建設 第一種(努力賞)無災害記録を受賞されました。

令和8年度 中央労働災害防止協会 緑十字賞受賞者決定 おめでとうございます!

〈産業安全の推進〉山田 隆二 様(職業訓練法人鈴鹿地域職業訓練センター 非常勤講師)

連合会活動日誌

(令和 8 年 6 月 ~ 8 月)

◆ 6 月 1 日 ~ 30 日 全国安全週間準備期間

6 月 15 日 ~ 28 日 2 週間、JR 桑名駅・津駅・松阪駅・伊勢市駅構内に、安全衛生ポスターを掲出しました。

◆ 6 月 11 日 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部の定期総会に出席

令和 8 年度定期総会が開催され、事務局長が出席しました。

◆ 6 月 15 日 三重県 RST レナー会の定期総会に出席

令和 8 年度定期総会が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 7 月 1 日 「死亡災害ゼロ・アンダー・2,000 みえ推進大会」共催

三重労働局主催のもと、労働災害の増加に歯止めをかけ、死亡災害ゼロ・死傷者数 2,000 人未満を目指す推進運動を展開しており、その一環として、各労働災害防止団体と共に共催。連合会山崎会長が、共催団体を代表して挨拶を行いました。安全衛生の取組に先駆的な事業場の事例発表、安全衛生の専門家による講演などが行われました。

◆ 8 月 4 日 ~ 18 日 免許試験受験申請書を受け付け

本年 10 月 4 日に開催される、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区出張特別試験)に関する受験申請書の郵送受付を実施しました。

◆ 8 月 17 日 安全衛生部会を開催

本年度第 1 回安全衛生部会を開催しました。三重労働局労働基準部健康安全課長の講話のほか、連合会事業の進捗状況、三重県産業安全衛生大会および同大会における連合会長表彰候補等についてご意見をいただきました。

◆ 8 月 18 日 都道府県労働基準協会等中部ブロック会議に出席

名古屋市熱田区において「令和 8 年度都道府県労働基準協会等中部ブロック会議」が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 8 月 24 日 労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内防災団体等をメンバーとする労働災害防止等関係団体会議に専務理事、事務局長が出席するとともに、終了後、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打合せを行いました。

◆ 8 月 26 日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。また、今後の技能講習運営方針等について、対応を協議しました。

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

	種 別	実施月日	会 場	受講費用
養成講習・特別教育・研修等	安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	11月24日～25日	津フェニックスビル6階講習会場	14,080円
	衛 生 推 進 者 養 成 講 習	11月 4 日	津フェニックスビル6階講習会場	11,000円
	安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	12月10日～11日	津フェニックスビル6階講習会場	14,960円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 教 示 等 業 務 育 特 別 教 育	10月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 教 示 等 業 務 育 特 別 教 育	11月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 教 示 等 業 務 育 特 別 教 育	1 月 7 日～ 8 日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 業 務 特 別 教 育 (検 査 ・ 教 示)	1 月27日～29日	NDSソリューション（四日市）	35,750円
	化学物質管理者講習（製造）	11月 5 日～ 6 日	津フェニックスビル6階講習会場	29,040円
	化学物質管理者講習（取扱）	12月 8 日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
	保護具着用管理責任者教育	10月23日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
	保護具着用管理責任者教育	12月 1 日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
	保護具着用管理責任者教育	1 月 6 日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	10月15日	津フェニックスビル6階講習会場	22,110円
	第 1 種 衛 生 管 理 者 講 習 免 許 試 験 受 験 準 備 講 習	10月 7 日～ 9 日	津フェニックスビル6階講習会場	23,980円
	第 1 種 衛 生 管 理 者 講 習 免 許 試 験 受 験 準 備 講 習	12月 2 日～ 4 日	津フェニックスビル6階講習会場	23,980円

令和8年10月～令和9年1月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

	種 別	実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	プレス機械作業主任者技能講習	12月10日～11日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,740円
	乾燥設備作業主任者技能講習	1月14日～15日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
	はい作業主任者技能講習	11月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	12,980円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月8日～9日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月29日～30日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11月26日～27日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	12月22日～23日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月14日～15日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月28日～29日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月6日～7日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月27日～28日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	11月10日～11日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	11月24日～25日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	12月8日～9日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月26日～27日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	14,850円
	石綿作業主任者技能講習	10月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,190円
	石綿作業主任者技能講習	11月12日～13日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,190円
	石綿作業主任者技能講習	1月19日～20日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,190円
	建築物石綿含有建材調査者講習	12月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
	工作物石綿事前調査者講習	10月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
	工作物石綿事前調査者講習	11月26日～27日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	10月14日～16日	北勢自動車協会（四日市）	22,110円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	11月18日～20日	北勢自動車協会（四日市）	22,110円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	12月16日～18日	北勢自動車協会（四日市）	22,110円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	1月20日～22日	北勢自動車協会（四日市）	22,110円
	ガス溶接技能講習	10月24日～25日	ポリテクセンター三重（四日市）	17,930円
	ガス溶接技能講習	12月5日～6日	ポリテクセンター伊勢	17,930円
	高所作業車運転技能講習	10月20日～21日 22日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所（美里）	免除なし45,320円 1号免除38,830円 2号免除40,920円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
受講費用は消費税・テキスト代を含んでいます。消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご注意ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。個人でお申込みの場合は【一般事業場(非会員)】となりますので、ご留意願います。
- 養成講習、特別教育等については前頁に記載。